

広島県SR経営労務センター入会のしおり(事業主用)

広島県SR経営労務センターは、中小事業主の方々のニーズに応えるべく会員社会保険労務士が集まり、厚生労働大臣の認可を受けて設立した労働保険事務組合です。

委託を受けた労働保険の手続きは、社会保険労務士が行ないますから安心です。

労働保険以外にもちょっとした労務管理の問題や助成金のことについても専門家である社会保険労務士にご相談いただくことができます。

1. 業務を委託するメリット

- ① 労災保険に加入できない中小企業の事業主や家族従事者の皆様も、
労災保険に特別加入することができます。
- ② 労働保険料の額にかかわらず年3回に分割して
自動引落としによって納付ができます。
- ③ 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、
事務の負担が軽減します。

2. 事務委託の方法

- ① 広島県SR経営労務センターの会員である社会保険労務士を通じて
お申し込みください。関与する社会保険労務士がいない場合は、
直接広島県SR経営労務センターへご連絡いただいても結構です。
担当社会保険労務士がご説明にお伺いします。
- ② 1)労働保険事務委託書と2)保険関係成立届、3)概算保険料申告書、4)労働保険事務委託会費内訳書を広島県SR経営労務センターへ提出してください。(担当社会保険労務士が詳細をご説明いたします。)

3. 委託できる事業主は

- ① 金融業、若しくは保険業、不動産業又は小売業にあつては、
その使用する労働者数が常時50人以下の事業主
- ② 卸売業又はサービス業にあつては、その使用する労働者数が常時100人以下の事業主
- ③ 上記①、②以外の業種にあつては、その使用する労働者数が常時300人以下の事業主

4. 事務委託できる事務の範囲

事務委託できる事務の範囲は以下のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

5.事務委託の会費について

事務委託の会費は基本的に1社3,000円です。(労働保険料は別途必要です。)

ただし、二元適用事業の場合、1社で2～3の労働保険番号を持つケースがあります。

この場合、事務量に応じ平等に徴収すれば、労働保険番号が2つあれば6,000円、3つあれば9,000円のところ、会費は基本的に1社3,000円という基本方針に鑑み、+200円、+400円のみ追加徴収します。

小規模企業への救済措置として、1～4名の企業は1,000円、5～15名の企業は2,000円とし、軽減措置を講じます。従って、会費という性格上16名以上の企業は、いくら従業員数が多くても3,000円以上は徴収いたしません。(従業員が多ければ多いほど当事務組合の作業量は増加しますが、会費という性格から、3,000円を超えて徴収しません)

【基本会費】

雇用保険 被保険者数	一元適用 事業	二元適用事業(農林・水産・建設・港湾運送など)		
		雇用+継続	雇用+継続+一括	有期事業毎
16名以上	3,000円/月	3,200円/月	3,400円/月	+200円/工事
5～15名	2,000円/月	2,200円/月	2,400円/月	
1～4名	1,000円/月	1,200円/月	1,400円/月	

【特別加入】 1人につき年額2,000円

6.労働保険事務組合の名称所在地等

名 称 広島県SR経営労務センター 会長 寺内 民磨

所在地 〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀4-1アーバンビューグランドタワー 1005号

電 話 082-511-3335 FAX 082-511-3336

社会保険労務士が常駐しています。当事務所にお気軽にご相談ください!!